

# 平成 28 年 9 月 1 日(木)開催 介護予防・日常生活支援総合事業説明会

## 資料の訂正

神戸市保健福祉局介護保険課

訂正箇所：説明会資料 P.10 通所型サービス（現行相当）の基準

・機能訓練指導員

（誤）専従 1 以上

⇒（正）1 以上

### 訂正後の基準表（      は、訂正部分を示す。）

|         | 配置要件                            |
|---------|---------------------------------|
| 管理者     | 常勤・専従1以上 ※                      |
| 生活相談員   | 専従1以上                           |
| 看護職員    | 専従1以上                           |
| 介護職員    | ～15人 専従1以上<br>15人～利用者1人に専従0.2以上 |
| 機能訓練指導員 | <u>      </u> 1以上               |

（生活相談員・介護職員の1以上は常勤）

※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能